睦沢町緊急体制等整備事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

睦沢町緊急体制等整備事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約は、以下の期間を予定している。なお、プロポーザルの結果、既設事業者から変更となった場合は、機器等の入れ替えを令和8年9月30日までに終了させるものとする。

なお、機器等を入れ替えた場合は、入れ替えた日から見守り支援を行い、費用は入れ替えた日を基準に、新設事業者と既設事業者で日割りにより計算するものとする。

事業者変更の場合 ： 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

現在の受託者の場合 ： 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

(4) 委託料上限額

① 緊急通報装置利用【固定型(緊急通報装置本体及びペンダント型発信装置)】

1台あたり月額 2,900 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)以内

② 緊急通報装置利用【携帯型(携帯型緊急通報機器及びペンダント型発信装置)】

1台あたり月額 3,050 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)以内

※ 上記(4)①及び②の月額(委託料)には、業務委託仕様書に記載の「6. 業務内容」から「7. 機器内容」までの委託業務に係る一切の費用を含む。

(5) 設置台数(令和8年2月1日現在)

(参考:年間 17 台設置、15 台撤去【令和6年度実績】)

① 緊急通報装置利用【固定型(緊急通報装置本体及びペンダント型発信装置)】

65 台(事業委託開始時点において台数変動の可能性あり。)

② 緊急通報装置利用【携帯型(携帯型緊急通報機器及びペンダント型発信装置)】

11 台(事業委託開始時点において台数変動の可能性あり。)

(6) 担当部署

千葉県長生郡睦沢町 福祉課福祉班

〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650 番地1

電　　話: 0475-44-2504
F　A　X: 0475-44-2527
E-mail:hukusi2@town.mutsuzawa.chiba.jp

(7) 応募に当たっての留意事項

各種の手続きにおいて、電子メール及び FAX により資料を提出する場合には、必ず担当部署に受信確認をすること。

2 参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす単独企業とする。ただし、応募者は業務の一部を再委託することができるものとする。この場合は、様式第6号にて協力会社として登録すること。

① ちば電子入札共同システムによる令和8・9年度睦沢町競争入札参加資格名簿の「種別:その他委託」に登録されているものであること。もしくは、ちば電子入札共同システムによる令和8・9年度千葉県競争入札参加資格名簿の「種別:その他委託」に登録されているもので、参加表明書の提出までに、睦沢町への団体追加申請に必要な手続きを行い、審査中であること。この場合、団体追加申請が不認定となった時点で、本プロポーザルの参加資格を失う。

② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当していないこと。

③ 参加表明書の提出から契約締結までの間に、睦沢町又は千葉県から指名停止措置を受けていないこと。

④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき手続き開始の申立てがなされていないものであること。

⑤ 過去6か月の間に、不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

⑥ 当該年の直前 1 年の国税及び地方税を滞納していないこと。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

⑨ 本プロポーザルと類似の緊急通報事業を概ね 10 年以上継続して実施しており、睦沢町と同規模以上の人口の他の自治体において、提案システムの導入実績があること。

⑩ プライバシーマーク若しくは ISO27001 又は ISMS の認証を取得していること。

3 応募手続き

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

プロポーザルに係る書類等は、本プロポーザルホームページから入手するものとする。

（2）スケジュール

本プロポーザルの質問の受付から選定結果の公表に至るまでのスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、睦沢町の都合により予定が変更となる場合がある。なお、受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

質問書の受付	令和8年4月2日（木）～令和8年４月10日（金）
参加表明書の受付	令和8年4月2日（木）～令和8年４月15日（水）
質問書への回答	令和8年4月17日（金）
参加資格確認及びヒアリング通知	令和8年4月17日（金）
業務提案書の受付	令和8年4月20日（月）～令和8年5月19日（火）正午
選定審査会（ヒアリング）	令和8年5月26日（火）～29日（金）（予定）
優先交渉権者の公表	令和8年6月上旬

（3）質問書の受付

本プロポーザルに関する質問は、令和8年4月2日（木）から令和8年4月10日（金）までに、質問書（様式第 1 号）により作成し、電子メールにより担当部署まで提出するものとする。電子メールの件名は、「睦沢町緊急体制等整備事業（質問書）」とし、電子メールの送信後には、必ず電話により受信確認をすること。

（4）参加表明の受付

令和8年4月2日（木）から令和8年4月15日（水）までに、下記に示す提出資料を持参又は郵送（書留郵便にて令和8年4月15日（水）必着）により担当部署まで提出するものとする。

① （様式第2号）参加表明書
② （様式第3号）業務実績調書【契約書の写し等】
③ プライバシーマーク又は ISO27001 又は ISMS の認証を取得していることを確認できる書類の写し
④ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）

（5）質問書への回答

上記（3）の質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）に本プロポーザルホームページにて公表する。ただし、参加資格に関する質問への回答は、当該ページに随時公表する。

なお、電話、口頭等による質問への個別対応は行わない。

（6）参加資格確認

上記（4）の参加表明書を提出した応募者に対し、参加資格を確認した結果について、電

子メールにて個別に回答する。併せて参加資格を有すると認めたものにあっては、業務提案書の提出を要請する。

（7）業務提案書の受付

令和8年4月20日（月）から令和8年5月19日（火）の正午までに、下記提出資料を担当部署まで持参若しくは郵送（書留郵便にて令和8年5月19日（火）の正午必着）にて提出するものとする。

提 出 書 類	提 出 部 数
（様式第4号）業務提案書表紙	正本1部、副本10部
（様式第5号）業務実施担当者名簿	
（様式第6号）協力会社の登録	
（任意様式）企画提案 ア　業務実績及び取組方針と実施体制 イ　緊急通報装置等について ウ　緊急通報時・相談時の体制について エ　受信センターの体制について オ　大規模災害時の対応について カ　個人情報の管理について キ　事業者特有のサービスについて	
（任意様式）見積書 ※固定型と携帯型のそれぞれ1台あたりの税抜金額が分かるように記載すること。	
上記電子データ（Word 形式、Excel 形式、PDF 形式）を記録した CD-ROM 又は DVD-ROM	一　式

※「4 業務提案書等の記載要領」を参照

（8）選定審査会（ヒアリング）

ア　提案書を提出した応募者に対して、令和8年5月22日（金）にヒアリングの詳細（会場や時間、ヒアリング参加可能人数など）を電子メールにて通知する。

イ　様式第5号において業務実施担当者として届け出た者は、必ず出席すること。

ウ　様式第6号において届け出た協力会社は、審査会に出席することができる。

エ　業務提案書に基づく概略説明、選定委員による質疑応答の形式を想定しているため、新たな資料の用意は不要である。

オ　1 者ずつの呼び込み方式とし、持ち時間は説明（プレゼンテーション）20分、質疑10分の計30分程度とする。

カ　パソコンの使用を可能とするが、使用する場合は会場にパソコンを持参すること。（会場には大画面テレビ、HDMI ケーブル5m、LAN ケーブルを備えている。）

キ　ヒアリングの順番は、参加表明書の提出順とする。

ク　欠席をした場合は、失格とする。

（9）優先交渉権者の公表

選定結果については、令和8年6月上旬に、業務提案書を提出した応募者に通知するほか、本プロポーザルホームページにて公表する。

4 業務提案書等の記載要領

プロポーザルに参加する者は、次のとおり業務提案書を提出すること。なお、企画提案等は業務委託仕様書に基づいた内容とし、本要領に定められた部数を提出すること。また、副本は、社名やロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

企画提案に記載する際のフォントの種類や大きさについて、特段の指定はないが、提案書の読みやすさも評価の対象になることから、資料の見やすさに配慮して作成すること。

（1）企画提案（任意様式）【A4 判、片面 10 枚まで、図・表の使用は可能】

ア　業務実績及び取組方針と実施体制（協力会社がある場合は明示すること。）

【評価の視点】

・業務実績から、高い業務遂行能力が期待できるか。

・業務実績がある者が本業務に適正に従事することができるか。

イ　緊急通報装置等について

【評価の視点】

・使用する装置は利用者（高齢者）による簡単な操作で通信可能か。

・固定電話回線を持たない又は使用しない場合であっても、緊急体制等整備事業を利用することは可能か。その操作は簡単か。

・緊急通報装置等の耐用年数は十分ある（何年）か。バッテリー・電池切れに対する対応、停電時の対応は適切か。

・緊急通報装置等の設置・撤去・故障に対して素早く対応できるか。

・緊急通報装置等の保守点検について頻度、内容は適切か。

ウ　緊急通報時・相談時の体制について

【評価の視点】

・緊急通報時の状況確認や消防署等の関係機関への連絡体制が構築されているか。

・緊急通報時の救急車等の緊急車両が到着するまでのフォロー体制があるか。

・相談時の状況確認が適切に実施されるか。医療・健康・福祉・介護等に関する相

談に対応できるか。

エ　受信センターの体制について

【評価の視点】

・365 日 24 時間の受信体制とし、通報等に確実に対応できるよう、業務委託仕様書の条件を満たした看護師、保健師等の有資格者を配置しているか。

・緊急時など、複数の通報を同時に受信した場合においても、十分対応可能な回線数、システム数を有しているか。

・受信センター設備の故障、地域災害による回線不通、停電時等の際における対応は可能か。

・利用者の身体、精神状態等に配慮し適切な対応ができるよう、定期的な職員研修等の体制は整っているか。

・利用者情報について、随時更新及び報告できる体制が整っているか。

オ　大規模災害時の対応について

【評価の視点】

・災害時における、本町への協力体制は整備されているか。

・災害に対応した実績はあるか。

カ　個人情報の管理について

【評価の視点】

・個人情報保護対策が組織的に行われており、適切に取り組んでいるか。情報漏洩の防止対策が整っているか。

キ　事業者特有のサービスについて

【評価の視点】

・本町の特性および地域の実情を理解し、独自性や有効な独自提案がされているか。

(2) 見積書(任意様式)

「1 業務概要 (4)委託料上限額」を踏まえ、見積書(消費税及び地方消費税を除いた金額)を作成すること。また、必要な通信環境(加入電話回線)がある場合と無い(使用しない)場合のそれぞれ1台あたりの金額が分かるように記載すること。

5 業務提案書の評価方針

(1) 選定委員会の設置

公募型プロポーザル方式を適正かつ円滑に実施するために、「睦沢町緊急体制等整備事業業務委託候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」を設置する。

なお、選定委員会の委員は、睦沢町建設工事等氏名業者選定審査委員とする。

（2）評価基準

選定委員会の委員が、以下の評価基準に基づいて評価する。

評価項目	評価の着眼点	配点基準（100 点）
応募者・実施担当者の評価	業務実績及び取組方針と実施体制	10
業務提案の評価	緊急通報装置等について	10
	緊急通報時・相談時の体制について	20
	受信センターの体制について	20
	大規模災害時の対応について	5
	個人情報の管理について	5
	事業者特有のサービスについて	20
見積金額の評価	見積書の金額	10

（3）優先交渉権の決定

選定委員会において、評価点の合計が満点の 50％以上であるもののうち、合計 得点が最も多い事業者に優先交渉権を与え、その次に得点が多い事業者を次点者とする。

6 契約に関する事項

（1）契約の締結

優先交渉権者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、業務提案書の参考見積額以内にて、優先交渉権者と契約を締結する。なお、協議が不調となった場合には、次点者と契約交渉を行う。

（2）契約保証金

無し

（3）契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

（4）配置予定担当者

業務提案書に記載した配置予定担当者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできないものとする。

6 その他

（1）費用負担

本プロポーザルの参加に必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

（2）提出書類の取扱い

ア　提出された書類等は一切返却しない。また、提出書類の提出後の変更、再提出等は認めない。

イ　提出された業務提案書は、評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。

ウ　業務提案書の提出後、睦沢町の判断によりヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。

エ　業務提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該資料を提出した応募者が負うものとする。

（3）本プロポーザルに関する追加的情報の提示

本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、本プロポーザルホームページに掲載するものとする。